

同意を要する特約目録

任意後見契約の効力発生後、乙（受任者）が以下の行為を行うには、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- 1 不動産の購入及び処分
- 2 住居の新築、増改築に関する請負契約の締結
- 3 弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任
- 4 復代理人の選任